

組合規程の一部変更について

下記のとおり組合規程の一部を変更します。
つきましては、健康保険法施行令第3条の規程により公告いたします。

新旧対照表

34. 会計事務取扱規程

新	旧
第1～34条 (略) (契約の方法) 第35条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。 一～二 (略) 三 予定価格が<u>400</u>万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 四 予定価格が<u>300</u>万円を超えない財産を買い入れるとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が<u>150</u>万円を超えない物件を借り入れるとき。 六 予定価格が<u>100</u>万円を超えない財産を売り払うとき。 七 予定賃貸料の年額又は総額が<u>50</u>万円を超えない物件を貸し付けるとき。 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が<u>200</u>万円を超えないものをするとき。 九 (略) 3 (略) (契約書の作成) 第36条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>250</u>万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。 一～三 (略) 四 <u>契約保証金</u> 五～九 (略) 第37～38条 (略) (物品の定義)	第1～34条 (略) (契約の方法) 第35条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。 一～二 (略) 三 予定価格が<u>250</u>万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 四 予定価格が<u>160</u>万円を超えない財産を買い入れるとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が<u>80</u>万円を超えない物件を借り入れるとき。 六 予定価格が<u>50</u>万円を超えない財産を売り払うとき。 七 予定賃貸料の年額又は総額が<u>30</u>万円を超えない物件を貸し付けるとき。 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が<u>100</u>万円を超えないものをするとき。 九 (略) 3 (略) (契約書の作成) 第36条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>150</u>万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。 一～三 (略) 四 <u>補償金額</u> 五～九 (略) 第37～38条 (略) (物品の定義)

第39条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。 2 （略） 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器材、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時日に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第40～51条 （略）	第39条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。 2 （略） 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器材、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時的に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第40～51条 （略）
--	--

附 則

令和7年7月9日

ダイハツ健康保険組合
理事長 田中 光治